

◎新潟県告示第298号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide）及びその塩類
- (2) 2-[[[4-ブトキシフェニル]メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Butonitazene）及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン（通称名：N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和6年3月16日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。